

マネジメントリポート

2007年 1月

今回のテーマ： 株主送付書類のWEBによる開示

会社法では、株主総会の招集通知に添付する書類の一部にWEBによる開示制度が導入されています。

この制度は、産業界からの強い要望によって実現したものです。

1 WEB開示制度とは

WEB開示とは、株主総会の招集通知に添付する書類の一部をインターネットのホームページに掲載し、そのアドレスを株主に通知することにより、書面による情報提供を省略できる制度のことをいいます。

2 WEB開示制度が適用される書類

WEBによる開示が認められるのは、株主総会参考書類の一部(議決権行使の参考事項)、事業報告の一部(会社の状況に関する重要な事項、社外役員に関する開示事項など)、個別注記表及び連結計算書類の全部です。

したがって、これ以外の情報は従来どおり書面によって株主に提供しなければなりません。

3 WEB開示制度の導入にあたって

WEB開示制度を導入するには、その旨の定款の定めが必要となります(下記4.記載例参照)。

また、アドレスを株主総会参考書類に記載する等、株主に通知しなければなりません。

なお、定時株主総会の招集通知を発送する日から、当該株主総会の日より3か月が経過する日までの間、ホームページに継続して開示しておく必要があります。

4 定款記載例(全国株懇連合会「定款モデル」より引用)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

お見逃しなく!

会社法では、従来の商法に比べて開示すべき情報量が増大しており、書面の増加に伴って、印刷代や郵送料などのコストの増加が予想されます。

WEB開示制度を導入することにより、これらのコストの節減や印刷・発送事務の省力化を図ることが可能になります。